

きずな

NO. 183 2017- 7

こんにちは **日本共産党** 中村れい子

市政報告です



発行：日本共産党高槻市議会議員団 市議会議員・中村れい子 事務所/☎569-1114 高槻市別所中の町3-7 ☎681-8480 自宅/古首部町2丁目15-8-606 ☎685-6636

産業廃棄物焼却炉建設に対して、「住民合意が必要」の条例が可決成立しました

6月議会で、「高槻市産業廃棄物処理施設の設置に係る手続きの特例に関する条例」が議員提案され、全議員の賛成で成立しました。提案理由は「産業廃棄物処理施設の建設では、合意形成に係る手続きを制度化することで、生活の保全を図るために新たな条例提案を行う」としました。

自治会の5分の4以上の合意が必要

条例の第1条で、産業廃棄物が住民生活に及ぼす影響の重要性を鑑み、住民の生活環境の保全を図ることを目的としています。

第2条では、対象施設として産業廃棄物処理施設のうち、焼却、溶解、分解、洗浄、分離施設、最終処分場の施設としました。第3条で、廃棄物処理施設を設置しようとする者は申請書を提出する前に、敷地境界線

ればならない。さらに、同意する5分の4以上の自治会の世帯数が、同意対象自治会の合計数の5分4以上でなければいけない。と規定しました。

住民運動の成果

昨年末、高槻市梶原中村町に、産業廃棄物焼却施設の建設計画が明らかになり、保育所や学校の保護者のみなさん、地域の自治会など巻き込んだ大きな住民の反対運動が起こり、建設反対の署名

は10万近くになりました。焼却炉は、特別管理廃棄物、医療系の廃棄物も取り扱い年間300日の連続運転をする日量最大で94・8トンの処理能力、煙突の高さは30メートルで

す。住民から焼却炉を建てさせないために、住民合意が必要という条例を高槻市や市議会に陳情されました。

事業者が計画断念

それを受け、議会運営委員会が6月議会に議員提案することを確

認し、6月22日の本会議で可決されました。

住民の運動の高まり、議会で条例の準備をする中で、5月末に出しました。事業者が建設計画を断念すると市に文章を提出しました。

一般廃棄物の事業系ごみ、産業廃棄物の違い

ゴミは、誰が出すのか、内容によっても処理の方法が違います。

事業活動から発生したごみは産業廃棄物で、事業者自らの責任において適正に処理するこ

とが義務づけられています。企業は広域で事業をします。高槻市内に事業所があっても、産業廃棄物の処理施設は広域でするものです。

生ゴミなどの一般廃棄物の事業系ごみは市町村が処理をするとなつていきますから、そこには、大きな違いが

あります。市は事業系ごみ、産業廃棄物についても減量の指導をしています。事業系ごみは、重さ

で約8割がリサイクルに回せる資源と市の資料ではなっています。本来は、一般廃棄物の事業系ごみについても、事業者自ら処分するものが、基本です。



6月議会の一般質問で、前島の環境、産業廃棄物を取り上げました。

前島地域の環境、ダイオキシン類の値が高い

環境省はダイオキシン類の調査を、1997年から全国706箇所で行っています。高槻市では、庄所、大蔵司にある清水受水場、前島公民館、南大

冠公民館、三島江公民館、市役所の6カ所でしたが、現在は3カ所に減っています。調査の方法をお答えください。

特に、前島公民館の数値は基準はクリアできていますが、高槻市の中で一番高く、全国でも高く20位までに入っています。その原因を明らかにし、数値を下げる努力がいます。

調整区域での産業廃棄物処理施設の建設について

建築基準法51条では、民間事業者が設置する産業廃棄物処理施設については恒久性が担保できないため、都市計画決定ができないとしています。そのため、51条のただし書きでの許可になります。どういう基準で判断したのかを説明するために、明確な許可基準は

必要です。高槻市は、昨年6月に産業廃棄物処理施設の場合を工業系の用途地域に限定するなど基準を変更しました。前島地域などの調整区域では、建て替えについても厳しい制限が加えられることになりました。

さらに、高槻市議会

で「産業廃棄物処理施設の設置にかかる手続きの特例に関する条例」が可決されました。条例の趣旨は焼却炉などの周辺環境に、影響のある施設の設置に住民合意が必要とします。住民、事業者に周知することが大事です。

ではないですか。

市の答弁

調査は、年4回1週間連続で試料を採取し実施している。

再質問

高槻市内の焼却炉が前島に集中

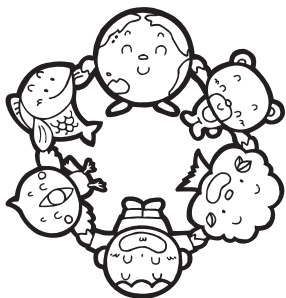
前島での数値が高い理由は、ダイオキシンの発生源として、産業廃棄物焼却炉などの産業系の発生源、野焼きなどの慣行的な焼却行為でも発生するので、特定できていない。

市内には焼却炉が8基あります。そのうち7基の焼却炉が前島地域に集中しています。何らかの影響があると考えるのは当然ではないですか。地元の方が燃やされるものは、ダイオキシンがほとんど発生しないものだと思います。また、市のごみ焼却炉は5基ですが、常時監視していますからダイオキシン類の発生抑制はできています。

必要です。雨が降っているとときには、温度が上がりにくい状況で、ダイオキシン類が発生する原因になります。産業廃棄物焼却炉の監視は、事業者の資料に基づくものです。天気が悪いときなど、燃焼温度が上がらずダイオキシン類は発生していないのか、立入検査を実施するべきです。



前島地域にある、産業廃棄物の焼却施設は、2カ所とも昼間だけの運転です。ダイオキシンを発生させないためには800度以上の温度で燃やすことが



事前に必ず連絡をください



市会議員
中村れい子

市政相談日は
毎月、第2土曜日です

場所：中村れい子事務所 時間：朝10時～昼12時まで
別所中の町3-7 TEL 681-8480/自宅 TEL 685-6686